

【介護予防訪問型サービス】

単位数の変更

			変更前	変更後
介護予防訪問型サービス(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2	1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	1週に1回程度の場合	1,176単位
			1日につき(日割)	39単位
介護予防訪問型サービス(Ⅱ)			1週に2回程度の場合	2,349単位
			1日につき(日割)	77単位
介護予防訪問型サービス(Ⅲ)			1週に2回を超える程度の場合	3,727単位
			1日につき(日割)	123単位
介護予防訪問型サービス(Ⅳ)		1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	回数区分を統合(1月の中で12回まで)	268単位
			標準的な内容の訪問型サービスである場合	272単位
				287単位
介護予防訪問型サービス(短時間サービス)			短時間の身体介護が中心である場合(1月の中で22回まで)	167単位

加算の新設

	変更前	変更後
口腔連携強化加算		1回につき50単位

減算の新設

	変更前	変更後
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100
業務継続計画未策定減算		-1/100
事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	85/100
	同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	88/100

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

【生活支援訪問サービス】

		変更後	変更後
生活支援訪問(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2	生活援助が中心である場合(1月に14回まで)	241単位
			245単位
			258単位
生活支援訪問(Ⅱ)		短時間の生活援助が中心である場合(1月に25回まで 20分未満)	150単位
			150単位